

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成22年8月19日(2010.8.19)

【公開番号】特開2007-110548(P2007-110548A)

【公開日】平成19年4月26日(2007.4.26)

【年通号数】公開・登録公報2007-016

【出願番号】特願2005-300791(P2005-300791)

【国際特許分類】

H 04 N 1/04 (2006.01)

H 04 N 1/00 (2006.01)

G 03 G 15/00 (2006.01)

【F I】

H 04 N 1/12 Z

H 04 N 1/00 108 Q

G 03 G 15/00 107

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月7日(2010.7.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像読み取部の上に配置された自動原稿給送部により給送され、画像読み取部のコンタクトガラス上を通過する原稿をその通過過程で読み取る画像読み取装置において、

前記コンタクトガラスの原稿搬送方向上流側に、原稿を前記画像読み取部の読み取り位置に案内する原稿拳動安定板を備え、原稿拳動安定板の原稿搬送方向先端縁を非一直線形状としたことを特徴とする画像読み取装置。

【請求項2】

画像読み取部の上に配置された自動原稿給送部により給送され、画像読み取部のコンタクトガラス上を通過する原稿をその通過過程で読み取る画像読み取装置において、

前記コンタクトガラスの原稿搬送方向上流側近傍に、原稿を前記画像読み取部の読み取り位置に案内する原稿拳動安定板を備え、原稿拳動安定板の原稿搬送方向先端縁を原稿搬送方向に対して傾斜させたことを特徴とする画像読み取装置。

【請求項3】

請求項1又は2記載の画像読み取装置において、前記原稿拳動安定板の原稿搬送方向先端縁は長手方向両端部が先方にせり出す形状となっていることを特徴とする画像読み取装置。

【請求項4】

請求項1又は2記載の画像読み取装置において、前記原稿拳動安定板の原稿搬送方向先端縁は長手方向中央部が先方にせり出す形状となっていることを特徴とする画像読み取装置。

【請求項5】

請求項1乃至4の何れか一項記載の画像読み取装置において、前記原稿拳動安定板は可撓性部材で形成されていることを特徴とする画像読み取装置。

【請求項6】

画像読み取部の上に配置された自動原稿給送部により給送され、画像読み取部のコンタクトガラス上を通過する原稿をその通過過程で読み取る画像読み取装置において、

前記コンタクトガラスの原稿搬送方向上流側に、原稿を前記画像読み取部の読み取り位置

に案内する可撓性の原稿拳動安定板を備えたことを特徴とする画像読取装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

上記目的を達成するために、請求項1記載の発明は、画像読取部の上に配置された自動原稿給送部により給送され、画像読取部のコンタクトガラス上を通過する原稿をその通過過程で読み取る画像読取装置において、前記コンタクトガラスの原稿搬送方向上流側に、原稿を前記画像読取部の読み取り位置に案内する原稿拳動安定板を備え、原稿拳動安定板の原稿搬送方向先端縁を非一直線形状としたことを最も主要な特徴とする。

請求項2記載の発明は、画像読取部の上に配置された自動原稿給送部により給送され、画像読取部のコンタクトガラス上を通過する原稿をその通過過程で読み取る画像読取装置において、前記コンタクトガラスの原稿搬送方向上流側近傍に、原稿を前記画像読取部の読み取り位置に案内する原稿拳動安定板を備え、原稿拳動安定板の原稿搬送方向先端縁を原稿搬送方向に対して傾斜させたことを最も主要な特徴とする。

請求項3記載の発明は、請求項1又は2記載の画像読取装置において、原稿拳動安定板の原稿搬送方向先端縁は長手方向両端部が先方にせり出す形状となっていることを主要な特徴とする。

請求項4記載の発明は、請求項1又は2記載の画像読取装置において、原稿拳動安定板の原稿搬送方向先端縁は長手方向中央部が先方にせり出す形状となっていることを主要な特徴とする。

請求項5記載の発明は、請求項1乃至4の何れか一項記載の画像読取装置において、原稿拳動安定板は可撓性部材で形成されていることを主要な特徴とする。

請求項6記載の発明は、画像読取部の上に配置された自動原稿給送部により給送され、画像読取部のコンタクトガラス上を通過する原稿をその通過過程で読み取る画像読取装置において、前記コンタクトガラスの原稿搬送方向上流側に、原稿を前記画像読取部の読み取り位置に案内する可撓性の原稿拳動安定板を備えたことを主要な特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、画像読取部の上に配置された自動原稿給送部により給送され、画像読取部のコンタクトガラス上を通過する原稿をその通過過程で読み取る画像読取装置において、コンタクトガラスの原稿搬送方向上流側近傍に、原稿を画像読取部の読み取り位置に案内する原稿拳動安定板を備え、原稿拳動安定板の原稿搬送方向先端縁を非一直線形状とし、または、原稿拳動安定板の原稿搬送方向先端縁を原稿搬送方向に対して傾斜させ、原稿後端縁が同時にコンタクトガラスに当接しないようにしたので、原稿後端縁が原稿拳動安定板の原稿搬送方向先端縁を抜けるときに、原稿後端がコンタクトガラスと当接して発生する衝撃を抑え、読取画像品質の向上を図ることができる。